

第一回 参議院司法委員會會議錄 第二十二号

付託事件

○國家賠償法案（内閣提出、衆議院送付）

○刑法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願（第十一号）

○帶廣地方裁判所設置に關する陳情（第四十九号）

○刑事訴訟法を改正する等に関する陳情（第六十号）

○民法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○家事審判法案（内閣提出、衆議院送付）

○函館市に札幌高等檢察廳支部設置に關する陳情（第四百十号）

○法曹一元制度の実現に關する陳情（第四百十五号）

○裁判官及びその他の裁判所職員に關する法律案（内閣提出）

○裁判所予備金に關する法律案（内閣提出）

○農業資産相続特例法案（内閣提出）

○經濟警察官の臨検検査等に關する法律案（内閣送付）

○裁判官彈劾法案（衆議院提出）

○裁判所法の一部を改正する等の法律案（内閣送付）

○靜岡刑務所の脱獄事件の真相を調査するための議員派遣要求に關する件

○田中檢事暴行事件に關する件

第四部 司法委員會會議錄第二十二号 昭和二十二年九月十七日【参議院】

昭和二十二年九月十七日（水曜日）  
午前十時四十三分開會

本日の會議に付した事件

○裁判官彈劾法案

○靜岡刑務所の脱獄事件の真相を調査するための議員派遣要求に關する件

○田中檢事暴行事件に關する件

○國家賠償法案

○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案

○裁判所予備金に關する法律案

○委員長（伊藤修君） これより委員會を開會いたします。衆議院提出にかかわる裁判官彈劾法案を議題に供します。前回の質疑を継続いたします。

○齋 武雄君 彈劾裁判所の性格と訴追委員會の性格をここで聴き置きたいと思つたのであります。彈劾裁判所は、刑事訴訟法と同じ手続でやるのであるか、或いは訴追委員會の性格上、檢察官との資格の關係をお聴きするのであります。刑事訴訟法によると、檢察官は公益の代表者として、原告官となり被告人と對等の地位に立つて、互に攻撃防禦の方法を盡して、そうして裁判官は両者の言ひ分を聴いて裁判するといふことは刑事訴訟法の原則であります。訴追委員會においても又、彈劾裁判所においてもそういう形式を以てやるのであるかどうか、結局彈劾裁判所と訴追委員會の根本的の性格であります。これはどういふのであるかどうか。私の考としては、これは刑事訴訟法手続と性質が違ふのであります。彈劾裁判所は常に職権を

以て事實の真相を調査する、こういう方に向つた方がよいのではないかと思つておるのではありませんが、結局この裁判所と委員會の性格と、刑事訴訟法との資格關係をお伺ひいたしたい。

○衆議院議員（淺沼稻次郎君） 彈劾裁判所は憲法の第十五條、公務員の選任及び罷免は、國民固有の権限に屬し、第六十四條に彈劾罷免を構成する一つの権能として彈劾裁判所を國會の中に設置するという規定があるのであります。その規定に基いて彈劾裁判所が設けられ、更には國會法の第十六章、百二十五條から百二十九條に至る彈劾裁判所に対する規定があるのであります。この憲法の規定並びに國會法を源泉として生れて参つております法律案でありまして、おのずから刑事訴訟法とは違つた立場に立つておると私は考へておるのであります。

○齋 武雄君 この法案によると、訴追委員會は衆議院議員を以て構成することになっておりますが、これは勿論國會法から來た規定と思つたのであります。私は只今御説明あつたように刑事訴訟法とは違つたのであつて、これは憲法から、或いは國會法から基いた法案であるから、刑事訴訟法とはおのずから性格を異にするのである。こういう御説明でありましたので、然らば十三條の訴追委員會は、情狀によつて訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができ、この規定はそういう性格から見て不合理であると思はれるのであります。私の考としては、訴追委員會はそ

ういふ事情があつた場合、事實があつた場合において訴追をする。こういう自由な裁量を許さない方がよいと思つてあります。すべて彈劾裁判所がそういう場合において職権において、或いは宣告を猶予すべきものならば猶予をする。そういう立場に立つた方が宜いと思つておりますが、これは檢察官の起訴猶予のようなことをここに置いてあります。その点についてどういふお考えであるか。

○衆議院議員（淺沼稻次郎君） 只今の御質問の点につきましては、衆議院におきまして非常に議論のあつた点でございます。衆議院におきまして議論のありました点は、第二條と只今質問せられました第十三條との関連でありまして、第二條におきましては、彈劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。一、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を怠らなく怠つたとき。二、その他職務の内外を問はず、裁判官としての威信を著しく失ふべき非行があつたとき。これを掲げておるわけでありまして、これと第十三條の規定と関連をいたしまして、初めもつと第二條においては具体的にこれを表現をして、例えば濫職の行爲があつたとき、職務上の義務に著しく違反する行爲があつたとき、職務を怠らなく怠つたとき、その他裁判官としての信用を著しく失ふべき行爲があつたときと、こういう工合に具体的に書いたかどうかという議論もあつたのであります。果、只今法律案になつております通

り二つにすべてが集約されるということと、二つを採つたわけでありまして。更にこれにおいて「著しく」或いは「甚だしく」という工合に書いてあるところ非常にこれ又議論があつたのであります。訴追することに對する猶予の規定といふものは、これに當て嵌まらないものがある。例えば一つの例をとつて申上げますならば、この法律は三年以前に遡つて訴追をすることができるとなつておるわけでありまして、丁度今から三年前に悪いことをやつた裁判官があつた。併しその後、非を改めて職務に忠実にやつてきた。そういうような場合に一体それをどうするかという問題が起つたとき、非常に改悛の情新たになつており、更には訴追をしなくても本人が大いに反省をしておるといふようなことが現れた場合においては、訴追を猶予してもいいのではなからうか。そういうような意見が出て参りまして、それで只今のような議論も強くありまして、第十三條の規定はなくていいのであるといふこともあつたのであります。併し訴追の猶予をする規定も設けてもいいといふような議論の方もありまして、大体において設くべきだといふことが結論から申上げますならば多數の意見でありまして、設くるといふことを決定したわけでありまして、そういう事情でありまして、一つ御了承の程願ひたいと思つておる次第であります。

○鬼丸義齋君 裁判官彈劾法に對する規定は、只今の御説明で凡そ分り

まするが、この訴追委員会の構成でありまするが、これは國會法に基きまする法律に相違ございせんが、一体この刑事訴訟法と對比いたしまして、訴追委員というのは、あたかも刑事訴訟法の檢察官に當るようによつて考へるのでありまするが、而もこの訴追委員の権限が、只今の説明の如くに、非常に自由裁量を許されておきますることになります。さうな重要な訴追委員会がすべてこの衆議院のみによつて構成されてその理由を十分に理解ができないのであります。若しこの兩院で、例えば裁判官は兩院から同数の者をとることになつておりまするが、訴追委員に限つてすべて衆議院がこれを独占をいたしておりまする理由について、この際明確なる一つ御説明を願ひたいのであります。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) この問題は非常に重大な問題でありまして、衆議院でも眞剣に考へた問題でありまして、法律を作るに當りまして自然國會議法の十六章、彈劾裁判所の百二十九條の規定の中に、「この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員会に關する事項は、別に法律でこれを定める。」という規定がございまして、この法律に定める以外のことを只今裁判官彈劾法として定めたのであります。訴追委員会は百二十六條で、「衆議院においてその議員の中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。」という組織が決定されるのであります。この國會法に基きまして立案をしたわけでありまして、然らば國會法でさういふ規定をどういふ立場からしたかということに

つきましては、おのずからこれは國會法を規定するときに議論されたことであると私共思うのであります。この裁判官彈劾法案を作るにつきましては、私共は國會法の内容に觸れての議論はしなかつたのであります。國會法に規定されておきますことの以外のことや百二十九條の規定に従つてこれを法律化したと、さういふような議論は衆議院におきましてもあつたのであります。衆議院が、この規定に基いて裁判官彈劾法を規定したわけでありまして、従ひましてこの國會法は前の議會で作られた國會法でありまして、衆議院と貴族院の時代において作られた國會法であるのであります。現在の衆議院と性格も變りました今日におきましては、一應考慮すべき点があるのではなからうかというところを、私は個人的には考へておりますけれども、併し立案するに當りましては、この規定に従つたのであります。御了承願ひたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 本法を起案いたしまするに當りましては、當然百二十六條のよつて來りまする理由等についても定めて御研究されておることと思ひます。この際伺つたのであります。専らこの起案が百二十九條の規定のみによつて作られたという以上にはお分りになつておられないこととございしますれば、それ以上は伺ひません。が、私共すでに裁判官を兩院から同数取りまする場合に、訴追委員だけを衆議院で以て独占いたしますことは、さうしてもその理由が理解できないので、幸ひ只今の御説明によりまして、この理論の基に一貫せざる御意見のよきに伺ひましたが、參議院の方といた

しまして見るならば、これは非常な重要なことでありますと思ひます。故に、この際國會法の百二十六條を併せ改正するといふことについて提案者はどんな御意見でありますか。參議院の方からでも、或いは又衆議院の方からでもよろしうございしますが、この際これを併せ改正いたしまして、國會法百二十六條を改正いたしまして、兩院同数とか或いは何等かの形におきまして、この著しい不平等を緩和する途がないかと思ひます。この点について提案者はどんなお考えでありますか。伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) 私人個人といたしましては意見もないわけではございせんが、大体衆議院においてこれを立案するに當りましては、國會議法の十六章の規定に従ひまして、さうして百二十九條の「別に法律でこれを定める。」の部分について裁判官彈劾法を制定したのであります。國會議法の改正の点までは考慮をしなかつたのであります。更に考慮しなかつたのが、參議院の意見でどうだということの御質問のようであります。これ以上私が御答弁申上げることは衆議院で一應決定をされたのであります。それに私の個人的意見はありますけれども、申上げない方が却てよいような氣がいたしまして、この点御承知置きを願ひたいと思ひのであります。

○鬼丸義齋君 御責任上御尤もと思ひます。が、如何にも不自然であり、すでに立法のスタートにおいて著しく公正を欠いておるといふことであります。ならば、從つて運営の上におきましても、又甚だ田舎なる運営ができるかどうかに對しまして、多大なる疑持を

つのであります。この際國會法の定め方の善し惡しは別といたしまして、この際この彈劾法を審議いたしますに當つて、併せて百二十六條の改正をこの際して、この間の均衡を得てさうして運営上聊かも他から非難を受けないやうなふに、公正な行き方をしたいといふことを私としては希望いたしますのであります。當然衆議院におきましてこの点について御議論が定めしあつたことと思ひますが、衆議院の審議の経過をお漏し願ひますれば大変結構と思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) これにつきましては先程私が申し上げました通り、懇談会等におきましてはいろいろ議論があつたのであります。が、正式の委員会におきましての議論は大体において、彈劾裁判所は國會議法の規定に基きまして、いわば百二十九條に「この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員会に關する事項は、別に法律でこれを定める。」この規定に基いて提案をしたのであります。正式の議場におきましては、この問題について議論がございまして、從ひまして内容と言つても、今申し上げました通りであります。これは速記録等で御覽を願つても結構であります。大体これで……。

○鬼丸義齋君 これは、この提案者が衆議院の運営委員会になつておる。これは政府の方からどうして提案せずして運営委員会の方から提案することになつたのであります。この点について伺ひたい。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) この法律案は政府で作るよりも、國民の基本的権限に及ばず法律案であつて、そ

れは國會で作る方が至当であるという考に達着したのであります。この法案と裁判官國民審査法と共に衆議院においては立案することに決まつたのであります。又その衆議院におきまるところの議院運営委員会であるか。或いは司法委員会であるかということについては議論がないわけではなかつたのであります。が、この國會法に關する事項というものは大体におきまして……、大体というよりも國會法は衆議院の運営委員会であるという規定がありまして、更に國會議法の彈劾裁判所に關する事項の規定があるのであります。彈劾裁判所に關することは、衆議院における議院運営委員会の所管事項であります。から、從つて衆議院におきましては規定がございしたものであります。併し立案に當りましては、初めのことでありまして、いわば衆議院において法律を作りますることにつきましては初めての経験でありまして、非常に苦勞をしたのであります。が、それにつきましては、いろいろ例えは法制審議會で作りました裁判官彈劾法案の要綱がございします。更にそれ以外に判事團と言ひます。これらの方々から一つの意見書等も出ております。いろいろさういふ点を綜合いたしまして作り上げたのであります。根本の精神は國民の基本的権限を決める大きな法律案であります。から、これは國民の代表機關であり、唯一の立法の府である國會において立案すべきであるという結論に達しまして、さうして立案したわけでありまして、又立案に當りましては、關係筋等の話合いも

ございまして、衆議院運営委員会で扱うということになつたわけでありま

す。

○齋 武雄君 彈劾裁判所は直接憲法の六十四條から出ておるのであります。訴追委員会は必ずしも憲法から出ておるのでなく、これは國會議法から出ておるのであります。こういう考の人があつたかどうかを御聴きするのであります。訴追委員会というものを設けずして、國民が誰でも訴追が出来るのだ。その場合において彈劾裁判所は特別委員会を作つて彈劾裁判所で裁判すべきものであるかどうかということとを審議する。要するに訴追委員会という特別の委員会を設けずして、誰でも國民は訴追できるのだ、そうして本當に審議するかどうかということについては、彈劾裁判所の内部において特別委員会を作つて決定すると、こういう意見があつたかどうか。これは國會議法には衆議院議員を以て組織するといふことが書いてあるから、現在においてはできないでしょうか、そういう意見が今まであつたかどうかということをお聴きしたいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) この問題は先程訴追委員会の構成に関する問題について御質問がありましたと同様なことであります。御質問の通りに、國會議法の規定に基いて訴追委員会が設置されることになるのであります。その國會議法以外のことを決めたのであります。自然その議論については、あるものだということの前提の上に立つて議論が進められたのであります。御説のように裁判官の中に特別委員会を設置して、そこで訴追委員会

の仕事を行ふべきであるというよう

な意見はございせんでした。

○松井道夫君 前回に松村委員からだつたと思ひましたが、裁判官彈劾法制度に関するいろいろの資料を提出願ひたいと願ひしておいたのであります。それはどうなりましうか。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) 参議院の法制部の方へ差上げたそうですが、資料といつても各國の引例の程度のものであります。それ以外にはいろいろ何と言ひますか。今私が申し上げました通りに、法制審議会の答申書みたいなものがございします。併しそれは資料と言つても、我々の方が中心となつて法律を作る場合には、果して資料になるかといふことで、ただ各國の事例だけを刷つたものがございまして、それはこちらの法制部の方に廻したそうであります。

○山下義信君 二、三の点を伺ひたいと思ひますが、第五條に、訴追委員又はその予備員の補欠選挙のことがございしますが、これは一名欠けましても補欠選挙をやるのでございしますか。それから又補欠選挙は、訴追委員は訴追委員で補欠選挙し、予備員は予備員で補欠選挙をするのでございします。平素予備員といふものは、訴追委員が事故がありましたときには代りまして訴追委員の任務を行つておるものでございしますが、訴追委員が欠けましたときには、予備員があたかも補欠選挙の如く繰り上げますことが職務執行上便利があると考えられますが、予備員はいつも予備員でありまして、訴追委員が欠けましたときには予備員が訴追委員に繰り上げて選任されるというようなことは不適当と考えら

れるのでありましようか。その点を伺ひたいと思ひます。それから矢張り同條の中の末項の中にございします「予備員は、訴追委員に事故のある場合又は訴追委員が欠けた場合に、訴追委員の職務を行ふ」といふことがございしますが、事故といふことはどういう程度か。後に訴追委員の訴追委員会を開きます予備員のところと関連しまして、予備員が訴追委員の事故のありましたときに代りする事故の程度といふものを伺ひたい。例えば当日出席しなかつたことが事故になりますかどうか。若し出席しなかつたことが訴追委員の事故といふことになりますと、予備員は常に委員会の招集のときには参つておりませんと、誰が欠席というやうなことがわからない筈でございまして、定員十五名といふことの定足数といふことに関連しまして、その辺がどうかと思われまします。その点を伺ひたいと思ひます。それからいふ一つは、訴追委員会の書記長及び書記のことでございしますが、これは委員長が衆議院議長長の同意を得られて任免されるやうになつております。後に彈劾裁判所の方の書記に關しましては兩院議長長の同意といふことがあるやうでございします。どういふわけで議長長の同意を必要となさいましたか。これらは成る程事務局ではございしようが、訴追委員会或は裁判所、おのゝ職務を執行する上におきまして非常に重要な關係がありまして、委員長、若しくは裁判長の権限で任免せられる方が裁判所の如きは殊更でございしますが、それが議長長の同意を要するといふことになりま

す。成る程議長は國會の議長としまし

て最高の職務はとつておりましようが、この裁判長にあらざるもの、或いは訴追委員にあらざるものが相当重要な關係を持つといふことに相成るやうに見えますので、裁判所の独立性という上から考えましても、どういふやうなお考えで同意を條件となされたのでございしようか。その点を伺ひたいと思ひます。最後に第十條のところでございますが、訴追委員会の議事が非公開になつております。これを秘密會議になされた御理由が承りた

いと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) お答えいたします。第一の質問は、予備員とそれから訴追委員の關係であります。予備員は飽く迄も予備員で、訴追委員に事故のあつた場合に代行するといふ建前をとつておるわけでございします。裁判官の場合においても、又訴追委員の場合におきましても、予備員と訴追委員との資格が違ふのでありまして、予備員はあく迄も予備員だといふ建前からとつたのであります。

更に事故とは如何なることかといふと、事故は重大なる事故であります。或は、やはりその職務執行のために出て貰ふことが當然と思ふのであります。が、どうしても重大な事故のために出席できなかつた場合においては、いわば予備員が代行するといふ形がとられる訳であります。

更に第三点は、議長が關與して書記長及び書記を決定するのはどういふ訳かといふことは、國會議員法におきまして、訴追委員、彈劾裁判所及び司法委員会の書記長及び書記の規定があるのでございまして、職員とするといふ

ことになつておるのでありまして、それは自然議長長の統制下にありますから、議長長の同意を得てこれを任命する他の國會の職員と同様に扱つたわけでありま

す。

更に訴追委員会の秘密といふことは、これは秘密にすることが妥當だと考えまして、秘密をつたのでありまして、こゝういふやうなことを公開するのはいかんと存するのでありまして、やはり秘密主義で公開しないやうな原則をとつたわけでありま

す。

○委員(伊藤修君) 第一の例示の中で、その委員会に欠席した場合、その事故とみなすかどうかといふことが残つておりますが。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) 本人が

ですか。

ら、自分の職務に忠實であるということとが条件であり、更に任務の重大というところが条件でありますので、その事故ということは、重大な事故と私共は考えております。

○山下義信君 やや了解いたしましたのでございますが、尙私合点が参らないものでございまして、重大な事故というものがどの程度のところか。重大な事故と予備員というものを置きます建前からいたしまして、それから第十條に、訴追委員会の成立に十五名以上の委員が出席しなければならぬ。定員が二十名でございまして、殆んどこの者が出席しなければならぬというふうなことになるのでございまして、私は重大な事故といふことの限界がはつきりしませんと、その辺がいま一つ了解し兼ねますが、事実の上におきまして、欠席の場合に常に予備員が同時にいわゆる野球の補欠選手のように、その場におきませんと間に合はんようなことがございまして、十四名までは出席いたしてございまして、一名欠けましても委員会が成立しません。十五名までの出席率を要求されましたことは、只今提案者の御説明のように、余程重大にこの委員会をお取扱になつておられますからでございまして、そうしまするといふと、予備員は常にその場に居合せていなければ間に合はんことがたび／＼あるように思われますので、あの事故といふことがどの程度までを事故とお指しになりますかということ承つて見たいと思つたのでございまして、それで例えば病氣でございまして、病氣のようなものも事故の中に入りますか。而も病氣にも長期の病氣が

ございまして。或いは議員がこれを務めますのでございまして、或いは賜暇とか出張とかいふ／＼の場合もありましますので、その予備員の代ります事故の程度が、当日出席しなかつた。いわゆる缺席を事故と見ますか。只今の提案者の御説明では、重大な事故と仰しやいまして、その重大な事故という程度が分りませんので伺つておるのでございまして、その点をいま一つ明確に具体的にお示しが願えれば有難いと思ひます。それでいま一つこの議事の非公開のことでございまして、これは非公開が妥当であるからというお答えでございまして、その妥当である理由が承りたいのでございまして、すべて國會の議事が公開、裁判所の審理が公開でありますことは、これはもう憲法で明らかであります。これは議事ではございせん。併しながら國會の中で行われるところの一つの國會議員の職務でございまして、これが非公開であるといふことはどういふ理由でございまして、了解いたし兼ねますので伺ひますのでございまして。重ねて御答弁を得ますれば、仕合せに存じます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) お答えいたします。事故といふのはどういふ意味かといふと、なか／＼これは實際の具体的問題になりますと、むづかしい問題であります。立案するに當りましては、その訴追委員の任務というものが非常に重大であるといふことに鑑みまして、選ばれた人はその職務上の性質からいつても、更には職務に關する責任感からいつても休み得ないものだ、そういう前提で申上げたのでありまして、例えばそういうふうな

重大な任務にあるに拘わらず、休むのはどういふことだといふことになりますれば、非常な病氣でどうしても出られんといふことになりまして、これは私重大な事故といふことになると思ふのであります。そういう意味で御了承を願ひたいと思ふのであります。それから第二点の訴追委員会の非公開の問題であります。これもお説の通り、私は尤もだといふ考えを持つのであります。併しこれは裁判の、いわゆる裁判官罷免の裁判を開かれる前提條件であります。これを公開することには如何かといふ考を持ちまして、やはり非公開の方が妥当ではないかという考えに衆議院では到達いたしました。一つこの点を御了承を願ひたいと思つております。

○山下義信君 只今、重ねて御答弁を頂きたいのでございまして、これ以上は、見解の相違の点もございまして、で、他日に譲るといたしまして、只今の重大な事故といふことでございまして、私は思ひます。職務の執行に差支えますような重大な事故のありますときには、これは當然の項によりまして、さような場合は訴追委員の方は恐らく辭職なさるに相違ないと思ひます。重大な事故がありまして、尙その職に留まるような方は、まあないものと予想しなければなりません。従いまして私の考えます予備員が代りますような場合は、さような重大な事故ではなくして、当日招集せられた委員会の当日に差支えのあつた諸般の事故の、いわば比較的軽い場合を指すのでなければ、この項目は意味をなさないので前後から考え

るのでございまして。そういったしますと、私共の思ひますのに、予備員という者が常にこの委員会に出席いたしてございせんといふに合はぬ。つまりたゞ／＼その正委員の補欠でやるというのではなからして、殆んどこの委員会には、どちらかといへばこの予備員という者が始終代つて行わなければならんことを予想されるように本案から見ますと思ひます。そういうふうな予備員という者で、いつもその予備員は補欠でありまして、そうして事故のありましたときには代つて職務を行う。併しながらそれが欠員になりまして、たゞの補欠選挙には選任はせられな。どういふ意味でさような区別がつけられたのでございまして。予備員という者は適任者でないと認めになつて、そういう予備員としては適任であるが、訴追委員の正委員としては、適任でないといふような下にこれが選任といふことになるのでございまして。等しくこれは國會議員から選任せられるものでございまして、その時の事情によりまして委員と予備員とに分れて選任される場合もございまして、が、私共予備員はいつも予備員であるといふことが甚だしく不合理なように考えられるのでございまして、この点に關しまして提案者の御説明を煩わしいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) もう、事例をとつて適切でないか知りませんが、例えば自治団体には従前の府縣制の下においては参事会といふものがございまして、参事会には補充員がございまして、補充員は、全参事会員が順番が決めてありまして、参事会員に欠員ができた場合におきましては繰り上

げて行かれるといふことになつておつたのであります。それは補充員でありまして、ここで表現されておりますのは予備員でありまして、予備員は事故のあつた場合の予備でありまして、前の人が事故あつた場合に補充する意味で選出されてないのであります。かかる意味で予備員は補充にならな。それからこれに關連をいたしまして、先程事故あつた場合といふことで、先程申し上げました通り、裁判官の身分は保障されておる身分に對してこれを彈劾し、或いは罷免するといふ重大な行為を行う訴追委員が、重大な事故なくして休むといふようなことはあり得ない。私共は考え、又そういうふうな職務上の重大性を考へて任務の遂行に當るのが當然ではなからうかといふ考を以ちまして、これは予備員が代理をする場合においては、重大な事故があるときではなからうかと、私共はさう推察しておるのであります。

○山下義信君 いま一つ関連しまして伺ひたいと思ひますのは、この訴追委員並びに裁判員、これは兩者を通じてございまして、その予備員との關係でございまして、これは訴追委員会といふ場合には予備員が列席いたすのでございまして、予備員はそれに列席いたさないでございまして、伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) これは衆議院で議論になります点は、常に出席しておるといふわけではないのでありまして、必然任務の重大性に鑑みまして、その人は必ず出席できるかでき

ないかということ、欠席する場合に  
おいては予告されることであると私は  
信ずるのであります。その場合にお  
いては、予備員に来て貰うという形が  
現われて来るのではなからうかと存ず  
るのであります。更に運用の意味にお  
きますならば、自然委員長、或いは  
書記長の手許におきまして、先程申上  
げました通り重大な委員会の持つ性質  
でありますから、自然出欠等につきま  
しても、事前の考査が行われて、そう  
して予備員が出て来るか来ないかとい  
うことについては、事前に大体考査が  
できて、それで委員会が開かれ、裁判  
が開かれるという意味に私はなるので  
はないかと思ひます。有らゆる意味に  
おいて、その他の点から言つても、や  
はり御指摘のような悪い結果になら  
んようなことに行かなければならん  
のではなからうかと考えております。

○山下義信君 事故があつてその予備  
員が委員に代ります場合でございます  
が、これはその一つの事件が緊属され  
ております間は、或特定の委員の事  
故に対して、或特定の予備員がその職  
務を代つて行いますか。或いは又事  
故のあります委員に代しましては、随  
時いずれの予備員でも、適宜その職務  
を代行するのでございましょうか。そ  
の辺はどういうふうになるのでござい  
ましようか、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) その点  
は、衆議院におきましてもそこまで議  
論はありませんでしたが、私はこうい  
うふうに理解しております。事故とい  
うことは重大な事故でありますから、  
連統的に休むということはありません  
というのを私共考えまして、或日に  
おきましては、その人は病氣のために

欠席をした。その次には予備員が出て  
代行する。その次は又本委員が出られ  
るということになるのであらうかと思  
ひまして、唯連統して休んだ場合にお  
きましてはどうか、その場合において  
は、本人の考え方の上に、先程申され  
ましたように責任上そういうような時  
には責任を感じて辞めるというような  
こともさつき御指摘になつたようであ  
りますが、そういうような行動に出る  
か、或いは予備員がずつと代行する  
か、連統的にやることになれば予備員  
というものの性質上、連統的に休んで  
おる時に、甲の予備員が出て代わる。  
乙の予備員が出て代わるということ  
は、聊かどうかと考えるのでありまし  
て、自然連統的な者の方がいいという  
結果になるのではなからうかと考えて  
おります。

○山下義信君 只今のお答は私共もさ  
うに考えますので、その都度に予備  
員が代りますというふうなことは、  
実際の運営上疑問とする点が生じて参  
りますわけでありますが、それ等の点  
は運用といたしまして予備員が代りま  
す場合、その数でございしますが、例え  
ば十五名出席しなければならん。訴追  
委員会の例をとつて申しますと十五名  
出席しなければならんという場合に、  
十名までは重大な事故がございまし  
て、その十名悉く予備員が代りますと  
いう場合もやはりこの法案の上では制  
限がないのでございしますから、それで  
訴追委員会がやはり成立いたしましたし  
て審議いたしますのでございしまし  
ようか。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) これは  
なか／＼重大な問題だと思ふのであり  
ますが、やはり会議のことでありまし

から、本委員と補助員との関係があつ  
て、委員会が大部分が補助員によつて  
成立するということに果して妥当であ  
るかどうかということが果して然らば、自然  
今のようなことが予測されますこと  
は、天変地異というふうなことでない  
限りにおきましてはあり得ないと思  
ひます。例えば交通機関が遮断になつた  
結果集まり得ないということ以外に  
は、十五名の十名が予備員で代行し  
なければならん、本委員が五名とい  
うようなことはあり得ないことである  
と思ふのでありますが、若し更に会議成  
立のための委員の過半数のものが予備  
員で構成しなければならんということ  
になれば、自然会議上の通念からい  
つて、私は会議の成立につき疑義が出  
て来るのじやないかと思ひます。

○山下義信君 予備員が代り得られま  
す程度の問題につきまして、只今提案  
者から率直な、誠に妥当な御答弁を得  
まして、私共了解いたしましたのであり  
ますが、これは成る程稀有のことではあ  
りまして、法律といたしましてはそ  
の場合が予想されなければなりません  
ので、予備員ばかりが殆ど占めて會議  
が成立するといった場合におきまして  
は、私はこれはどうしても考慮いたし  
て置かなければならぬまい。予備員の代  
わり得られます数の制限と申します  
ならば、予備員は予備員としてでな  
ければ補欠選挙を行えない。それが正  
式の場合とは別個の建前をおとりにな  
つておりますかどうか。法の精神から  
いいますと、予備員が殆ど過半数でも  
會議が成立するということは、立法の  
点に無理がございします。これらの点  
は提案者の方においてもお考もある模様  
でございしますから、私の質問はこの程度

に止めて置くことにいたします。

○齋 武雄君 第二條の二項の「裁判  
官としての威信を著しく失ふべき非行  
があつたとき」、これは無論一般の犯  
罪が入ると思ふのでありますが、その  
場合において、一面において刑事訴訟  
法で犯罪が檢舉せられるというような  
場合に、刑事訴訟法に關係なく、訴追  
委員会なり、彈劾裁判所なりが独自に  
それよりも早く解決するために、何等  
關係なく解決するのでありましようか  
どうか。この点をお伺いいたします。  
それからいふ一点は、今のは第二條の  
二號でありまして、それから第二十六  
條で、「彈劾裁判所の對審及び裁判の  
宣告は、公開の法廷でこれを行う。」  
結局審判の公開であります。これは  
一般原則によつて非常結構と思ふの  
であります。いかなる場合でも公開  
であるかどうか。或いはその事件の内  
容が、公の善良な風俗に反するよう  
な場合においては、この例外規定をお考  
になつたかどうか。必要はないと認  
めて、例外は設けないのでありまし  
うかどうか。この点についても伺ひ  
たいのであります。それからい  
ま一点は、十三條の規定であります  
が、十三條には訴追を猶予することが  
できる、「情狀により訴追の必要がな  
いと認めるときは、罷免の訴追を猶予  
することが出来る。」、こういう規定に  
なつておりました。十五條には、「何  
人も、裁判官について彈劾による罷免  
の事由があると思料するときは、訴追  
委員会に対し、その事由を明かに具  
し、罷免の訴追をすべきことを求める  
ことができる。」、こういう國民の權利  
を行わせるわけでありまして、この請  
求が訴追委員会において訴追の必要が

ないと思つたときに、それに対して不  
服の方法がないのであります。この  
点についてお考になつたかどうか。ど  
うしても訴追すべきものと國民が思つ  
た場合において、訴追委員会において  
は訴追の必要がないのだというよう  
な場合において、それに対する不服の方  
法についてお考になつたかどうか。  
この三点について伺ひたいと思ひ  
ます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) 第二條  
の二號の「その他職務の内外を問はず、  
裁判官としての威信を著しく失う  
べき非行があつたとき」、これが刑事  
事件に關がつているときに彈劾裁判所  
の行爲はどうなるかという御質問であ  
りますが、これは中止しても……これ  
は何條か、私は今搜しておつたのであ  
りますが、これに規定があつたと思  
ひますが、中止しても、更に続  
行してもよいというふうになつてい  
ると思ふのであります。中止いたしま  
し、刑の結果を待つてみる。そういう  
ふうには規定してある筈でありまし  
て、その点はそれで御了承願ひたいと  
存するのであります。それから第二十  
六條の規定は憲法の裁判の公開に關  
する原則と、もう一つは憲法の、公の機  
関によらなければ彈劾ができないとい  
う裁判官彈劾の七十八條の規定であり  
ます。二十六條はこれから出て参つて  
おるのであります。裁判官は、裁  
判により、心身の故障のために職務を  
執ることができないと決定された場合  
を除いては、公の彈劾によらなければ  
罷免されない。裁判官の懲戒處分は、  
行政機關がこれを行ふことはできな  
い。公の彈劾という意味が公開の原  
則の中に入つてゐるのでありまして、  
これは公の機關による彈劾だからとい



う議論もございました。例えば國會において彈劾するのであります、それは公に選ばれた者が公の機関としてやるのであります。そういう意味合にもとれるということで相当議論があつたのであります。併しこのことはやはり原則として、公の機関というよりも公の彈劾によらなければならぬというところで公開すべきである。従つて八十二條の「裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」この原則で例外規定がございますが、これは二十六條には適用されないのが妥當である。こういうことで採つたわけでありませう。この点につきましては、いろいろ法制局その他と憲法解釈につきまして議論もしたのであります、關係筋からいろいろな警告等もございまして、解釈といたしましては七十八條を採るべきだという結論に到達したわけでありませう。御議論のような点は、相當深刻に衆議院においても議論がありました。

次に不服の申立、これは私はこういうふうな了承してゐるのであります、要するになん人と雖も訴追ができるわけでありませう、その訴追をする場合において、訴追委員會でこれを採り上げた場合においては、訴追委員會は、少くとも衆議院議員というか、國會の代表者によつて構成されてゐるところでありまして、人民の意思を蹂躪してそれを不服あるというふうなことはやらない。必らず人民の意思に従つて、人民が考えてゐるような方向に向つて決定されていくものだ。そういう工合に私は了承するのであります。併しそれにも拘らず反対した場合はどうする、不服あつた場合にはどうするかというのであります、訴追委員會の議事の進行と、更には人民の意思との間においては、人民の不平のあるような、誰が見てもこれは訴追すべきであるというふうなものに對して、訴追委員會はそれを訴追しない、そういうことはあり得ないと思はれます。併しそれによつておかしなことがあつたときはどうするかというところが御質問の趣意かと思ひますが、併し私はどうも考えて見ても、そういうことはあり得ないのではなからうか。少數の意見、訴追の手續をとりまします個人にとりましては、それは不服ある場合があるかも知れませんが、要するに世論とし或いは人民の立場として、訴追委員會の決定というものはやはり妥當性があり、社會性があるのではないかと私は考えております。

○松村眞一郎君 この彈劾というものは懲戒処分との關係はどういうふうなものであります。懲戒免官をする場合が起つた。彈劾もしたいという場合はどうしますか。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) その点は、裁判官の罷免は結局裁判官彈劾法によつて彈劾する以外には罷免されないという結果になるのではないでしようか。

○松村眞一郎君 それはどういふふうにお考えになつたかということをお尋ねしてゐるのですが、一方において憲法には懲戒処分ということが書いてある。七十八條に「裁判官の懲戒処分は、行政機関が行ふこととはできない。」と規定されてゐるが行政機関が行ふことができないからどうするかというところは書いていない。ところが、罷免されないというところは……、併しながら懲戒処分の一歩大きなものは懲戒免官です。懲戒処分というのには懲責があり、減俸があり、そして懲戒免官がある。官吏懲戒令だつてそうです。最後は懲戒免官です。懲戒免官と彈劾との關係はつきりしなけれはいけないと思ふ。懲戒処分は、彈劾の事由のあるときには処分をやつてならぬ。懲戒処分にする者を、彈劾に當つておる行為をやつておる場合にさきで傷のつき方が違ふ。違ふと言つてはおかしいが、國會がこれを與えずして再び任官せしめられないというような意味において、考える必要があるのではないかと考えます。その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) 今言つたことは非常に重大だと思ひますが、懲戒裁判は同僚裁判として今まで行なわれて参つたのであります、それが自然裁判官に對する彈劾の方法として今議題に供されております点で、こういう場合において彈劾すること、これを決めたわけでありませう、今お問ひのことについては、裁判官の罷免は結局彈劾によらなければできないということになると思ふのであります、その点は、その彈劾をする場合において、今御協議になつておられます裁判法の規定に従つてこれを彈劾する。こういうことで私は立案に當つたわけでありまして、それと懲戒裁判の關係というものは自然懲戒裁判は懲戒裁判、これはこれということで私は行くと思ふのであります、その間にいふてどういふふうな……、懲戒処分と裁判の關係は、それ、獨自性の立場に私はやられて行くと思ふのであります、その間の連絡をどうするということとは行政的な關係ではないかと私は思つております。

○松村眞一郎君 それは行政的な關係ではないと思ふ。これはどうしてもここで決まなければならない。私は懲戒処分はやつちやいかなという考えです。ここにあなたが衆議院でお書きになつておる二項ですね。これはそういう懲戒処分の規定です。元來役人の場合にはこれは懲戒される。ここにある著しき非行があつたという場合には、これは懲戒免官です。私はこの懲戒免官をするというところは廢めて、彈劾にしなければならぬと思ふのであります。むしろこれを明瞭にここに規定する必要があると思ふ。その意味は、懲戒処分をやつちやならぬという規定を書かなくちやならぬ。それは先程御答弁になつた通り刑事の訴追と並行してよろしいのであつて、刑事に關係なく彈劾をやりますから、刑事で有罪にならうが、無罪にならうが、國家の觀るところによつて彈劾する。ところが懲戒処分を先にやられては、ないものは彈劾の仕様がなし。懲戒処分を進行しちやいけないということを書かなくちやならぬ。懲戒処分によつて免官をしてはいけないということの明文を書かないとやつてしまふ。これはどういふふうな考へたか。刑事の懲戒処分は行政機関が行ふことはできないというこの規定をなんとか始末しなければならぬ。あなたの仰しやつたように從來は同僚裁判でやつておつた。刑事はちやんと裁判所でやるのですから、それは結末を付けないと彈劾法が徹底しな

いことになるから、私は懲戒免官をやつてはいけない。第二項に當て嵌まる場合には、それを明瞭にして頂かないと困ると思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) これは懲戒免官はやらぬで裁判官彈劾法で扱つていふことになつておるのではないでしようか。

○松村眞一郎君 なつておると仰しやいます、これは分らない。そうしようじやないかということをお書きなしておるのであります。懲戒免官はしないということにしようじやないかと……、この第二條に該當する場合においては、懲戒免官はできないことにして頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) これは私も、法律は友人じゃありませんから、その点はよく御承願したいと思ふのであります、問題は今懲戒処分の問題については、懲戒免官というものは彈劾によらなければできないというところで、行政的なことにはできない。今度分限と言ひます。裁判官その他裁判所職員の分限に關する法律の中で、今あなたの申されるようなことが規定されておるやうであります。従つてその点で明確になつて來ると思ひます。

○松村眞一郎君 私はその法案はまだよく見ておりませんが、私は彈劾でやろうじやないかということをお尋ね相談してゐる。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) それは彈劾でやることになつたから、この法律案ができて來ておるのじやないでしようか。要するに、それ以外の手によつては罷免ができないので、罷免はいわば國民の持つております最高の固有

の権限でありますから、それを行使するに当つては、裁判官を罷免するという國民固有の権限を行使するに當つては、憲法の規定並びに國會議法を源泉として、この彈劾裁判所法の規定によつて彈劾し、罷免すること以外にできないのではないのでしょうか。

○松村眞一郎君 私はそのうしたいと言つておるのです。

○衆議院議員(淺沼稻次郎君) そういうことでないでしょうか。憲法の規定並びに……

○松村眞一郎君 それは分らんと思ひます。憲法が懲戒処分は行政機関がこれを行うことができないうことを言つておることは、懲戒処分の中の免官は成るべく彈劾によるべしというとは、これではつきり分りませうね。この規定では分らない。刑事訴訟法との關係はここに書きになったのです。一番大事なことだから、懲戒処分はできないという思想を明かにする必要があると思ひます。

○委員長(伊藤修君) 松村さん、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案の第十條にあります。「分限事件の裁判手続は、当該裁判官について刑事又は彈劾の裁判事件が係属する間は、これを中止することができ……ちよつと速記を止めて。」

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて……この法案に対する質疑はこの程度で中止いたしました、その余は後に譲りたいと思ひます。

お諮りすることがありますが、昨日行刑問題につきまして、静岡の騒擾及び……脱獄とまで行つておりません、少くとも静岡の刑務所に関する重

要問題につきまして、尙當委員会いたしまして議員を派遣いたしまして、事實を調査する必要があると考えられるのであります。これにつきまして、委員会から議員を派遣いたしたいと存じますが、如何でございますか。

○山下義信君 この静岡の破獄事件はただ單に一刑務所の問題、一行型上の問題でないものであります、私はこれは非常に國家として重要な問題であると考えておるのでございます。同僚諸氏も恐らく私と同じ考えで非常に憂慮に相成つておるのではないかと思ふのでございます。つきましては成るべく速かに現地の御調査を國會として、且又司法委員会いたしまして御調査をお願いしまして、その結果我々國會議員としてとるべき途があると考えますので、どうか公務御多端中ではございしますが、是非本委員会から御出張をお願いいたし存じます。つきましては甚だ僭越でございますが、御出張につきまして御人数も私思ひますのに、あまり多数お願いしまして御多忙中どうかと思ひますので、委員長の御指名の下に、委員長を加へまして御三名ぐらい御出張をお願いしたらどうかと存じますので、この点動議をいたしましてお諮り願ひます。

○委員長(伊藤修君) それでは、議員派遣につきましては御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。就きましては山下さんの御動議もありますが、派遣の員数及び派遣の日程、調査事項、内容につきましては、委員長に御一任願ひえませんか。

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。就きましては山下さんの御動議もありますが、派遣の員数及び派遣の日程、調査事項、内容につきましては、委員長に御一任願ひえませんか。

○委員長(伊藤修君) それではさう決定いたします。

それではこれによつて休憩いたしまして、午後一時から開会いたしたいと思ひます。

午前十一時五十九分休憩  
午後一時五十二分開会

○委員長(伊藤修君) 午前中に引き続きまして委員会を続行いたします。お諮り申し上げますが、當委員会に浦和弁護士会長より上申せられた書面があり、ますから、一應これを朗読いたしまして御報告申し上げます。

田中檢察長事件について當弁護士會は別紙の通り檢察總長に警告狀を發しました。御参考のため御送付いたします。

昭和二十二年九月九日  
浦和弁護士会長

その別紙を申し上げます。

去る八月二十九日夜大宮駅において浦和檢察廳の田中檢察官が少年に暴行を加へた事件は司法檢察の威信を甚だしく失墜せしむるもので遺憾に堪へない。又これについてなされたその後の措置にも遺憾な点がある。惟うにこのような失態を惹起した根本原因は、司法檢察當局の一部に官僚的善的な非民主的思想の底流があつて、それがたゞく機会を得て表面に顯れたものであると思はれる。従つて不必要に被疑者を侮辱したり、相手の人權を蔑視したりするやうな不快な事實は可なり随所に行われつゝあるものと考えられる。ついては今後かかる事實を一通り、失態を再び繰返さないやう、さうして明朗にして清新な民主的檢察陣を推進せら

れるやう一段の力をいたされたい。當弁護士會は常議員會の議を経て敢て警告する。

昭和二十二年九月八日  
浦和弁護士会長

最高檢察廳  
檢察總長 福井盛太殿

さういふ書面が参つておる次第であります。就きましてはこの件に対しまして、特別に發言を求められておらるる岡部氏に發言を許可いたします。

○岡部 常君 只今浦和弁護士會の陳情書ですか、伺ひまして、誠に同感する者であります。所在に司法部のいろいろな事件が起りまして、殊に静岡刑務所における不祥事は、天下の耳目を聳動しておると申しても差支ない程の大きいことなのであります。この事件勃発によりまして、やや世間の批評から遠のいたやうに考えられますが、先に浦和地方裁判所の檢察に絡る事件は、これ又なか／＼忽せにできないことであると感ずるのでございます。この件につきまして先ず政府の當局の方の御報告を頂きたいと考えるのであります。

○政府委員(國宗榮君) 只今その書面を持つて参りませんので、正確な点は或いは間違つたかとも思ひますけれども、大体了承しておる範圍につきまして御報告申し上げたいと思ひます。

八月二十九日午後八時三十分頃に、丁度浦和の駅の助役室におきまして、浦和檢察廳の田中檢察官が酒を飲んでおりました關係と思ひますが、丁度古河から乗車して参りました十六歳になる少年と二十歳になる者と、二人の者に對しまして暴行を加へたという事實がありまして、この件につきまして遺憾ながら私共が承いたしましたのは九月の一日頃でございます。これにつきまして長官の檢察正におきましては、その間適當の措置を執つておられたことと存じたのであります。が、真相を糾明するに参りませうして、九月の二日になりまして東京の朝日新聞にその事實が出るやうになりました。と同時に事を非常に重要に考えまして、高等檢察廳の檢察官が現地に派出いたしました。その結果田中檢察官がやうなことで新聞で御承知の通りの行動に出たといふことは間違いない事實といふふうに認定されることになりました。更に當時田中檢察官がどの程度の酒量で帶びていたかといふ点につきましても詳細な調査をいたしました結果、相當の程度に酔つておられたという事實を發見いたしました。又被害者の被害の程度或いは被害者としてのこの処置に對しまする考え方といふものも十分に調査いたしました結果、最高檢察廳におきましては、田中檢察官に、最高檢察廳の助言を得まして、本人を懲戒処分に見たいとして、本人を懲戒処分に付す。懲戒免官に付する。かういふ上申がございましたので、司法大臣いたしましたし、その上申に同意いたしました。目下その手続中でございます。尙この問題につきましますところの長官の監督上の責任に關しましては、ひどく長官もその責を感じられて、退職する希望を強く表明されております。これも容れられまして、退職の手続を執ることになつておる次第であります。大体さうであります。

○岡部 常君 只今御説明を頂きまし

たが、このことに關しましては新聞紙上等にいろいろ風説が傳わつておるのであります。殊に直接監督機關であるところの検事正が、いろいろ新聞等によりましては弁解がましいことを、或いは擁護するようなことを仰しやつた。まあそれが段々破れて來たといふふうには我々は取つておるのであります。が、殊に念入りに、もう事件が大分片付きかけた二、三日前の新聞の投書欄でございましたが、それによりまして、いわゆる不在証明、アリバイの問題について、時間なども相当詳密に書いて、自分のとつた処置の誤りでなかつたことなどを發表せられておりますが、あの経緯はどんなふうなものでありましようか。その点を承りたいと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 検事正のいわゆる大宮事件の判断につきましては、最初の出発点に誤解を持たれておつたといふことが、結局検事正が事犯の真相に徹せずに誤つたのではないかと、いふふうに私共は考へてゐるのであります。最初私の伺ひますのは、八月の三十一日の埼玉新聞であります。埼玉日報であります。これに掲載されました事実を、検事正は基といたしまして、そうして検事が乗車した場所或いは検事が行動された時間といふものを測定されて、その記事を基にされて、それから出發されてのいろいろの捜査の真相の措置に出られた。こういう点が甚だ真相に對して誤つたところに到達したのではないかと、こう思つております。

で、この点は捜査を以て我々の本体といたします者にとりましては、技能の点におきましては、甚だ遺憾な点があるといふふうには言わざるを得ないので、この点に關しましては私共は考へます。更に最後に弁明書を出されましたのは、これは主観の問題でございまして、検事正がそういうふうな事実を判断されるということにつきましては、信念を持つておられます点について、これこれ申すことはちよつとこれはできないと存するのでありますけれども、併しあれは世を刺戟いたしまするし、又問題自体に對しまして、更にいかに検事正が強弁いたしておるような感じを與ふる虞もあるものでございまして、これはあの点につきまして、伺ひますところによりまして、検察廳におきましては、成るべくならば出さないようにしてくれといふような忠告をされたといひます。その忠告の達せられる前に、新聞社に原稿が渡つたのか。或いはその後に渡つたものか。その辺のところは承知いたしておりませんが、とにかく検察廳ではそういう弁明は成るべくしない方がよいといふことは申しておつたと思ひます。ところがあつたといふ明が出ましたといふことは、私もこれは遺憾だと思つております。併し検事正はその点も了承されて、全く自ら進んで職を辭せられるといふのでありますから、その点を御了承願ひたいと存じます。

○大野幸一君 今回名古屋控訴院管内を見させて頂きまして感じたことでありますが、この前刑事局長が本委員会からの勧告によつて人権蹂躪、又新憲法の趣旨に副うようといふことを速かに各裁判所、検察廳に傳達するといふお話があつたけれども、その後何ら現地に行つて、斯様な問題に觸れて聞いてみると、それがなされてないものであります。例えば新憲法によつて拘引を受けた者は直ちに弁護人が附せられるといふ、こういうような場合に、その趣旨から言つて弁護人との接見及びその事情聴取りなどを許されるというように、刑事局長は個人としても考へるが、これについては疑問があるから、いづれ研究の結果通過するといふお話があつたけれども、そういうこともしてない。これから提案になるところの國家賠償法に關しまして、第一條に關することでありまして、拘引狀發布の際の手続等について非常に遺憾の点があるものであります。例えば名古屋高等裁判所では司法委員長の伊藤さんからの質問に對して、裁判所は拘引狀を判事の署名の儘にしておいて、被疑者、事件名をブランクにして、書記に渡しておく場合も絶無ではない。こういう回答があつたのであります。これは検察廳から請求があつたときに、判事がたま／＼到着してないといふふうな非常な不便を避けるためで、こういう意味で、現在においてその事情としては承で可いのでありますけれども、しかしブランクの儘に判事が署名捺印して、それを検察廳から書記が適宜それに書き入れるといふようなことも、絶無ではないといふ回答を得たのであります。かようなこと

は一体我々が第一條を論議するに當つて、非常に懸念したことであつて、いわゆる形式上は常に検察廳の請求があれば、判事は無條件同様に出すといふような精神がここに現れておるのであります。かようなことに對して一つ至急に善処して貰いたいと思つております。それから裁判所を廻りましても、いろいろ意見を聞いて見ましても、先程申しました勾留者に対する、起訴前の被疑者に対する弁護人の接見を許すか、許さないかといふことについて、各判事さんがまち／＼であります。概して言へばやはり新憲法の趣旨に則つてやろうと心掛けておいでになる方は、やや進歩的な解釈を持つておられるし、一般的に言へばどうも今度の新憲法実施によつて、今までのやり方ではできないので、非常に窮屈さを感じられてゐる。新憲法実施を迷惑視しておる。こういうふうに見受けられる場合もあつたのであります。そこで、こういうところの來ると一番それがよく分るので、どの裁判所に行つても、取扱ひに關して頭を叩いて見るような結果に終つたのであります。ところが、こういう点も一つ早く決定して各裁判所を一致に申上げますが、條文の解釈はともかくとして、もう日本は本當に民主國家になつたといふこと、それから人権が非常に尊重されて來たといふ、こういうふうなことが、まだ徹底されておらないと思はれるのであります。福井縣で或事件が起きた。そのときに福井縣政部長ブオン大尉という人が、こういう刑務所では弁護人にも、被疑者とも一般の人間との間の接見を禁止しておるといふことを聞いて、そうして福井の

刑務所に臨まれて、こういうことを命令されたのが私の關係しておる刑事事件に現れて來たから、これを一つ、参考までに聞いて頂きたいと思つております。日は昭和二十二年八月十三日付であつて、文書の形式としては、福井刑務支所戒護主任看守長元田尙文氏から、福井地方檢察廳事務取扱検事小林一殿と宛てた文書の中にあるのであります。その報告書によりまして、「昭和二十二年八月十二日午後三時半頃より午後四時頃までの間同所を臨見し、左記命令を發しましたから、その状況を報告いたします。一、ブオン大尉が小野寺支所長及び私に對し命令した事項(イ)被告及び被疑者に対する他人との面會禁止は、(裁判所の決定に基づく面會禁止中の者)新憲法の趣旨に違反するから、これを禁止することはできない。(ロ)刑務所で面會する場合、被告又は被疑者と弁護人との談話の要旨は、面會簿に書くことはできない。」二を省略いたしまして、一番しまいに、「尙この取扱ひは被疑者」特に名を隠しますが、「某に對するのみならず、全被告、又は被疑者に適用せよとブオン大尉が申しました。こういうふうに現れて來ておるのであります。そうすれば福井刑務所では以後こういうふうによつておるのではないかと思ふのであります。近頃國民の方では、もう勾留されると同時に、弁護人が附せられると言つて、非常に人権の尊重がなされたと言つても、又直ぐ判事の接見禁止の命令を得てしまふ。そうすると弁護人との間を十日間なり十二日間遮断する。こういうこととなつておりまして、弁護人こそ、最初に拘引されたときこそ、なに故に拘引された



かを知りたいという被告の心理と、これに対する防禦の方法を講じたいということは当然のことである。かような大切な時期に、弁護人との接見を禁じておるというようなことは、非常に被害側から言わせれば、どうして日本が人權の尊重ができようかと、これはやはり以前と同じだと、警察という所、検事局という所は同じであると、そういうふうに考えておるのであります。そこでこういう今まで参考に申上げましたようなことを材料とせられまして、至急審議せられまして、各檢察廳に適当に御通達をお願いしたいということを御願いたします。

○政府委員(國宗榮君) 私が前に、只今御質問の通り弁護人の接見禁止に關しまする通牒を直ちに発するということをお約束いたしましたのが、只今御参考まで伺いました福井の問題に關連いたしました、ちよつと手続が遅れまして、最近に出すことに相成つておると思います。ちよつと速記を止めて頂きたいのですが。

○委員長(伊藤修君) 速記中止。

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○政府委員(國宗榮君) それから裁判所の今お話の勾留、逮捕状等の、白紙で委しておるということにつきまして、これは裁判所のやつておりますこととでありますけれども、恐らく検事局側の要望もあると思ひますから、この点につきましては、成るべくそういう処置のないように検事局の方に通知しまして、過ちのない措置をとりた

○齋 武雄君 浦和の田中検事は懲戒処分にする事になつておるとい

ことは了承しましたが、暴行の程度はどの程度であるかわかりませんが、刑事上の処分についてはどういふふうになつておりますか。世間の人は往々こ

○政府委員(國宗榮君) 御尤もな御質問と思ひますが、私共としましては、できれば刑事処分もし、懲戒処分もしたい、かように考えて捜査を進めたのでござい

○政府委員(國宗榮君) 御尤もな御質問と思ひますが、私共としましては、できれば刑事処分もし、懲戒処分もしたい、かように考えて捜査を進めたのでござい

○政府委員(國宗榮君) 御尤もな御質問と思ひますが、私共としましては、できれば刑事処分もし、懲戒処分もしたい、かように考えて捜査を進めたのでござい

○齋 武雄君 浦和の田中検事は懲戒処分にする事になつておるとい

行いたしました、痛ができた事実があります。これは本人、仕事も休んでお

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

下にそうした反則者があつたことによ

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

生活上の脅威を受けておることを深刻

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○政府委員(國宗榮君) 大体その真相

○齋 武雄君 私もその刑事処分にし

られることになつたのであります。そこで私は裁判所というものは、むしろその点につきましては最後の弊であると思ひます。従来の信用を買われまして、挙げて人権の拘束に對しまする発令権を裁判所に收めたとしまするならば、裁判所みずがらでこゝで皆が破れたならば、もう誰もやる人がなくなると思ひます。最後の弊だと私は思ひます。この制度が布かれまして裁判所が逮捕状、勾留状等を発令いたしまする重要な一つの権限を持つに至つたのであります。この制度のしよつ端におきまして、先般も調査に参つて見ますと、具体的に私は申上げることがあります。或裁判所は逮捕状を相手方の被告人の名前が分らないというところから、白紙で以て発行して、そうしてそれを現地に持つて参りまして、後に適当に執行者の方が記入して執行したといふやうなことを聞きました。たまたま先般視察の時に、その事実の有無を確かめましたけれども、遂に具体的にその実を掴むことができなかったものであります。これは對しまして裁判所並びに検事局といたしまして、今後如何なる考と覚悟とを持つておられますか。この際お伺ひいたして置きたいと思ひます。この二点について伺ひます。

○政府委員(國宗榮君) 浦和の検事正の辭意を容れろか、容れないかというこの問題につきましては、司法大臣の事権であらうと考えますので、私から申上げるのはどうかと思ひます。私は勿論監督の責任を第一におとりになつたと思ひます。更にその後の事態

の善後策につきまして相当世間を刺激したやうな措置があつたといふことも加味されておるのではないかと。私はさういふやうに考へております。大臣の御考も恐らくさうだらうと思つております。そのやうに御了承願ひます。更に第二点の只今の白紙の逮捕状等のお話であります。これは白紙の逮捕状を出しますことは、結局逮捕状或は捜査状、それらが個々具体的に出来るべきもので、法律の精神をなくすものであります。人権尊重という意味の欠くる場合が多く起ると思ひます。その点につきましては私共といたしまして、検事局に對しまして十分注意を促すことをいたしたいと思ひます。裁判所に對しましては、これは私の方の権限外でございますけれども、同じやうな司法の職責を果す上におきまして、裁判所とも、さういふ点につきまして間違ひのないやうに、検事局を通じて連絡を取りたいと思つております。御了承願ひます。

○鬼丸義齋君 ちよつと或いは方角違いかも知れませんが、御関係の深い何でありますから、何うのであります。が、段々と議會も末期に近くなりつつあるので、審議もいよいよ最高潮に達せんとしておる時で、実は裁判所の方に對しまする政府委員としましては、今尚決つておられないのか、或いはどんなふうになつておりますか。どうも裁判所に関する幾多の議案がございますので、是非伺ひたいことが沢山ございまして、実は差控えておるのであります。どうかその点を……。それから若しそれでないとするならば、一刻も早くこれをつつ定めて貰うやうに、あなたの方から何と申しましょ

うか。一つ激励して頂きたい。沢山実は裁判所関係のことがございするもので、是非一つ願ひたいします。

○政府委員(奥野健一君) 実はその点につきまして、最高裁判所の方でも非常に研究をされておられて、我々もその点につき相談を受けておるのであります。これは現在のところ政府委員というやうなことはむづかしいのじやないか、場合によれば或いは裁判所の事務官を司法省の事務官と兼任にでもすれば、政府委員になり得ることはできるが、さうでないといふことになると、ちよつと政府委員といふわけには行きませんし、さうなると証人といふやうなことでいろ／＼議會に出るというやうなことにしなければいけないといふやうなことで、まだ実は決定はいたしてありませんが、近くその点について参議院の泉君とも話があつたやうであります。最高裁判所の方でもそれについて非常に研究をいたしておるやうでありますから、何とか最近形がつくかと思つております。

○委員(伊藤修君) この程度にいたしますか。……國家賠償法案を上げたいとして、これが審議を進めたいと思ひます。先般この法案に対する質疑は終了しておつた次第でございますが、その後多少情勢も変化しておりますから、尙質疑の漏れた部分の補充をこの際許すことにいたします。

○鬼丸義齋君 今回提案されました國家賠償法を見ますと、これが若しこの賠償法が成立することになりますと、これと殆ど同質のものであります。刑事補償法の規定によりまして、拘留による補償、或いは懲役、禁錮の執行によりまして補償、いずれも一日

が五円以内ということになつております。これによりまして、今一ヶ年間拘留されておりましたも、千八百円で以て片附けられることになりましたので、もう明白なことでもありますから、この際政府の方においてはこの刑事補償法の第五條を撤廃する意思があるかないか。さうしてこの賠償の範圍というものをそれ程限極いたします。こゝになるといふと、國家賠償法との均衡上においてもいけません。又同じく不当拘束でありまして、起訴後における問題は五円以内で以て解決する。一日五円以内で解決することになります。が、その他の起訴前の不当拘束に對しましては、勿論これによるものでありませんが、同じく不当拘束でありまして、著しくその間に差等が生じて参りますから、この点に對しまして政府はどんなお考を持つておりますか。この際刑事局長から伺ひたいと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 刑事補償法は実は早急に全面的な改正をしなければならぬと、かように考へておつたのでございするが、今議會提出の運びに至りませんので、甚だ申し訳けないと思つておる次第であります。尤もこれは刑事訴訟法の改正と關聯しておりますので、刑事訴訟法の改正と同時に議會に上程したいと、こゝう考へて持つております。只今御指摘の五円以内という第五條の規定であります。これらも勿論考え直さなければならぬと思ひます。第四條の制限が非常に厳しくなつております。實際の適用が極く僅かしか適用をされない。法律が死んでおるやうな状態にありますので、憲法の四十條の趣旨から申し

まして、今後は相當に動かさなければならぬ。こゝう考へる方下に現在改正案を立案中でありまして、今度の通常議會の傍頭には刑事訴訟法と共にこれを提出したい予定でございます。どうぞそれで御勘弁願ひたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はありませんか。……ないやうに認めますから、質疑はこれを以て終了したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(伊藤修君) 御異議ないものと認めます。次いで討論に入りたく存じますが、御意見のある方は、賛否を明らかにして御意見をお述べ願ひたいと思ひます。

○松村眞一郎君 修正の動議を提出したいと存じます。それは第三條中、「費用を負担する者」とありますが、これを「費用を負担する者もまた」に改めまして、次の一項を加えるのであります。「前項の場合において、損害を賠償した者は、内部關係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する」と、こゝう修正案を提出したいと存じます。動議を提出いたします。

○鬼丸義齋君 只今修正の動議が提出されましたが、私はこの動議に全面的に賛成いたします。

○委員(伊藤修君) 松村委員の動議は成立いたしましたから、この修正案を併せて、本案に對しますところの御意見をお伺ひいたします。

○松村眞一郎君 修正案提出の理由を申述べたいと存じます。憲法第十七條には「何人も、公務員の不法行為によ

り、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。」と書いてあります。私は率直に憲法の條文を受けまして、今度の賠償法というものは、國家公共團體賠償法という名前にするのがよくはないかと思ひます。國家賠償法という、公共團體はどうかと注意が喚起されないと私は考へるのであります。この法案の名稱それ自身が私は適當でないと思ひます。私は公共團體という四字を省かなければならぬという積極的理由は何もないと思ひます。そうすれば憲法の通りに率直に國家公共團體賠償法ということがよろうと思ひますが、すでにこれは衆議院を通過してあるのであります。いわば形式的な論になりますから、私は修正の意見としてはそれは修正案の中には申述べません。併しあまり感服しないということだけを申添えておきます。修正案の本論に移ります。原案の第一條、第二條を見ますというと、この公務員の故意過失によりする公權力の行使によつて、他人に損害を加えた場合が第一條にある。第二條には公の營造物の設置又は管理の場合におきまして、その瑕疵のために他人に損害を加えた場合、その場合の二つを掲げておるのであります。これは民法の不法行為の規定に大体倣つておるのであります。これは廣い意味におきまして、營造物の瑕疵によりする損害賠償をするということは、やはり國家の責任であります。合せて公務員の不法行為によることに解釈することは、これは差支ないと思ひます。その一條、二條の規定は適當であ

ると思ひます。併しながら第三條に至りまして、今修正の理由を申述べますがごとき問題の必要を生ずるのでありまして、この三條は國又は公共團體、國又は公共團體と申しますのは、今公務員の選任監督をいたしておる、營造物の設置管理をいたしておる、國又は公共團體、それと、その公務員の俸給その他の費用を負担し、又は公の營造物の設置若しくは管理の費用を負担するもの、それが異なつているときには、被害者は右の費用を負担者のみが賠償の責任を負うということに規定してあるのであります。即ち、本來の責任と費用の負担とを分けて、本來の責任者を問わないで、費用を負担しておるから賠償をとることにしよう、こういうのが第三條であります。これは第一点から考えまして、責任論という立場から申しまして當を得ないと思ひますが、尙經濟上の關係から申すいうように考へ得るのであります。これは、本來公務員に対して選任監督権を有し、又は公の營造物の設置、管理者に右の損害賠償等の責任を負わしめるといふことは、理論上から申しましても、それから將來、これらの新たに公權力の公使又は公の營造物の設置、管理についての職務上の注意、義務を喚起せしめる上から申しましても、即ち過去の行為又は事實に対する責任問題、それから將來の責任觀念の問題、それから考へましても、どうしても責任のある者が賠償するといふことは、これは當然であると思ひます。ところがこの第三條は責任がある者は賠償しない。費用を負担する者が賠償するの

であるといふのでありますから、責任論として甚だ當を得ないといふことは明瞭であります。又經濟的に考へましても、負担の不均衡を生ずる場合も生ずるのであります。そういうような点があることが第一として申さなければなりません。次に第二点として被害者が請求手続をいたします立場から考へて見ましよう。被害者が請求をいたします手続の問題について、あまり無理がありますといふと、折角の請求が思うように透徹しない。時もかかりましよう、或いは請求ができないような結末を生ずるようなこともあると思ひます。それは、被害者は右公務員に対して選任監督権を有するもの又は公の營造物の設置、管理に当りますもの、そういうものと、公務員又は公の營造物に対する費用を負担するものとが異なつておるかどうかといふことは、實際上必ずしも容易に言えないだらうと思ひます。被害者にそういうことが直ぐ分るといふことは、これは簡單にも申せない。仮に異なるといふことが知り得てもその異なる程度がおの／＼あるだらうと思ひます。費用の全額を負担している場合もあります。或いは一部だけ負担している場合もある訳であります。そういう訳であります。仮に負担者が一方を負担しておることが分る。両方が負担しておるといふことが分つても、負担の程度や範圍を知るといふことはこれは容易なことではありません。實際上これは困難であります。それに拘わらず原案の第三條はこれが直ぐ分るような工合に考へて、費用負担者のみが被害者に対する損害賠償の責任を負わしめるといふことになつておるのであります。

す。これは明瞭に、被害者の損害賠償請求権の行使に對しまして、思ひもよらない支障を與えます。權利保護の完全を期することはできないといふことは明瞭であります。例えて申せば、過つて費用を費用負担者でない者、又は費用全額の負担者でない者を相手にして損害賠償の訴えを提起したときに、相手方に正當なる當事者適格がないものとして、請求の全部、又は一部を却下されるといふことの不利を生ずるであります。そういうことが直ちに起ります。それならば請求すればいづれは國家なり公共團體が負担するものとすれば、どつちに請求してもそれを先ず受理して本案に入ることがいいのぢやないかといふことが起ります。常識として……だから修正が必要だといふことになるわけでありま

つて、直ちに損害賠償金を負担するといふことに觀念上解釈するといふことはできないと思ひます。從來の費用といふものとこれからの賠償金額といふものは、性質上から申しても、觀念上から申しても、同一のカテゴリーに入るものでありません。同一の範疇に属するものでない。その方が私は正しいと思ひます。何故かと申しますと、從來の費用の負担は公の營造物について申上げますと、例えば道路の費用といふことになると、假令國道であつても、その國道の現にありまところの府縣が費用を負担する。こういうことはあります。それは通常の場合、受益者についての關係を考慮しての費用負担であります。今度の賠償は異常の時であつて、損害の負担であります。受益者關係と性質が違ふと考へなければなりません。そういうわけでありま

ばならんことになりす。原案第三條は以上のような理論上から申しまして、觀念上から言つても、又實際上から言つても難点があるものと認められますから、こういう難点を除きまして、そうして被害者の損害賠償請求権の行使をなるべく容易にし、又救済が實際得られるようにという必要から救済が生れたのでありますから、即ちその結論は責任、理論というものを先ず考えなければなりません。次には實際上の賠償が実現されるという点を考へなければなりません。この二つの要望に適應する必要がある。それが修正案の趣旨であります。この修正案によります「公務員の選任若しくは監督又は公の營造物の設置若しくは管理に當る者」が賠償の責任を負うのは勿論であります。これは今申しました責任の上から当然のことです。そして又公務員の俸給その他の費用又は公の營造物の設置、管理の費用を負担するものも、亦同様に被害者に対して損害賠償の責任を負ふこととなるのであります。これはなぜかと申しますと、こういったさなければ実際の損害賠償を受けるということの実現が得られせん。これは實際上の必要から考へて、こういう修正が必要である。こういうことになるわけでありまして、兩者いづれも責任者となるのでありますから、損害賠償の責任は兩者とのおのの獨立して、損害の賠償の全額を負う責任がある。従つて被害者は右損害賠償のいづれに対しても請求をなすことができるのであるから、いづれを相手方として請求するかは全く被害者の任意であります。又右兩者に対して同時に損害賠償の請求をなすこともでき

ます。併し損害の目的は同一でありまして、損害の全額の賠償を受けることはできませんから、全額の中から一部の賠償を受けた、一部の額だけを一方が出せば、他方から残りの分を受ければ、それでいいわけでありす。そういうことによつて、任意兩者の中終局において損害賠償額を負担する者、その割当て範圍等は法規それから兩者間の契約、申合せ等で定める問題であります。それは内部関係であります。損害を受けた者がそういう内部の関係のために権利の行使ができないということに困るというのが修正案の趣旨であります。そうした内部関係は内部で決めればいいのであつて、國家公共團體が内部で解決をすれば宜しいので、内部で決めたことを外部に對抗して、損害賠償を請求する者に迷惑をかけることは、條理上不当であることは当然であります。そういう訳でありますから、被害者から請求を受けて賠償しましたのは、内部関係で責任を有する者に対して、責任の範圍で求償することができるのであります。

修正案は右のようにして憲法十七條の精神に従つて公務員の不法行為から生じた損害賠償を、國又は公共團體から容易に受けることができることにして、國民の権利保護を全からしめると共に、賠償負担者にも均衡を得せしめることにしたのであります。

○齋 武雄君 私は第三條の修正を含めて本法案の全部に対して賛成する者であります。第一條の「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」という、違法という点について疑いがあつたのでありますが、これは政府当局の御説明によつて了解したので

ありまして、修正案を含めた全部に対して賛成いたします。

○松井道夫君 私も本法案三條の修正案を含めましたものに賛成の意見を申述べたいと思ひます。

憲法によりまして司法権力の行使に當り、公務員の不当行為により損害を惹起いたしましたときに、それに國又は公共團體が賠償金を支拂うということになりまして、非常な恩恵を國民が受けることになり、実に結構なことでありすが、併し翻つて考へまして、これこそ當然過ぎるほど當然の法律であり、從來それができなかったということが、これは間違ひであつたのである。左様に考へる者であります。憲法はいわゆる普通の原理に基きまして定められましたもので、國民の権利義務を國家において、受託者として預かつておる。いわゆる公務員は國民の公僕である。國の政治は國民による、國民のための政治である、左様な原理に基きまして憲法ができておるのでございしますから、その大事な國民の権利の受託者である公務員が、その預かつております司法権力の行使を誤つて國民に損害をかけた場合には、國又は公共團體で賠償の責に任ずる。その公務員の選任監督の責がありする國又は公共團體において、その責に任ずるといふのは極めて當然の原則であると存するものであります。その意味におきまして私はこの法案につきまして、極めて當然のこととして賛成いたしますのでございします。

唯この委員会で非常に問題になりました、只今齋委員からお述べになりました、第一條の規定の仕方、これで國民の権利が十分に實現できるかということになりまして、ここに非常な疑問が湧いて参るのであります。これは民法の原則と同じことをここに書いたのである。それを進んだ書き方で書き替へたのであるという御説明でございしますが、併しながら實際の裁判所に事件が廻りました場合を考へて見ますと、相當に疑問が出て参るのであります。例えば裁判所が勾留の原因ありとして勾留をいたす。これは勾留せられます國民の立場から言ひますと、憲法において保障せられました身体の自由を侵害せられることに當るの因がなかつたという場合には、これは當然國民といたしましては、侵害の賠償が得られなければならない。その場合にここにございします要件に當ることを考へて見ますと、これは勾留の場合を例に取つたのでございしますから、当然に故意があることは間違ひないのであります。その國民の身体の自由権を拘束する意味で拘束したのであります。それで國民といたしましては、單にそれだけの事実を立証すればそれで立証の責任を果たしたということであれば非常によろしいのであります。それが國民の身体の自由を制限する場合に刑事訴訟法によりまして要件が書いてある。その要件に従つて勾留したのである。具体的に刑事訴訟法に書いてある勾留の原因に當るところの事実があつたのであるということをして國の方で立証しなければならぬということになりまして、これは國民の権利實現の上におきまして、非常によろしい。かように考へるのでございします。この故意又は過失ということと違法ということが並べて書いてあ

りますので、このいづれもが原告側で立証されなければいけません。さうな見解に万一同とられますと、非常な無理を國民に強いるようなことに相成ると心配いたしておるのであります。國民の身体の自由に加わる制限というものは、勿論法律で規定してあるものであります。

只今申しました刑事訴訟法にあるのであります。でありますから、その法律に特に規定されました事由というものはこれは當然國家の側で反証として挙げなければならぬ。違法の阻却理由として主張立証しなければならぬことであると私は存じておるのであります。ただ問題になりますことは、その勾留の例に取つて見ますと、勾留の原因がなかつたけれども、勾留の原因がありと信じられ、又その信する上につきまして過失がなかつたという場合に、これは違法性の阻却理由が存在するということについて、認識する上につきまして過失がある。その場合だけが非常な問題になると存するのであります。併しながらそれを今の民法の原則、故意又は過失によつて権利を侵害したその場合には、當然一應違法性があるものと推定せられる。その反対を主張するものは違法性阻却原因があつたことを主張立証しなければならぬという原則に従へば差支ない。さうに申しましたように、民法の原則に従つておるといふことに私は信願いたしまして、これに賛成いたします。故意、過失、違法と續けて書いてありますから、違法も亦原告側が立証しなければいかんというように解釈されないように、当局におきまして十分に御配慮

を得たいと存するのであります。

それから第三條につきましても、これは松村委員の修正の理由としてお述べになつたところで盡きておると存じます。私といたしましても極めて結構な修正であらうと存するのであります。

それから第六條でございますが、これにつきましても、私は疑問を持つておつたのであります。この普通の権利に基きます当然の規定を仮にこれが外國人であつて、日本の國民でないといつたしましても、その趣旨を外國人に及ぼしますということが、これが進歩的方向である。正しい方向であると存じますので、この條文には非常な疑問を持つておりまして、將來世界に平和が回復いたしますれば、当然こういう規定は必要がなくなるのじやないかと存じておるのであります。たまたま委員の各位の御意見で現在の混亂時代ではこういうことも必要であるのじやないかということでもあつて、疑いを存して賛成をいたす次第なのであります。

又最後に申し上げたいことは、只今の勾留の例で申しましたけれども、それが無罪になつたといつたような全然無罪の判決でありませんでも、全然そういう事実がなかつたというような場合におきましては、これを無過失責任にいたしまして、賠償をする。その一部はすでに刑事訴訟法によつて実現されておるのであります。これを無過失責任にするというのが進歩的なことであつて、將來そうならなさやならんと存するのであります。その他のこの例に限らずすべて國又は公共團體の公權力の行使に當る公務員の行為により

違法に損害が生じたといつた場合には、無過失責任で損害賠償をいたすというふうなことに將來相成ると確信しておるのであります。一日も早くそういうことの実現できる日本の社会状態、世界の國際の狀態がさうなことになることを念願いたすものであります。さうなことを申述べまして、私の賛成の意見に代る次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見はないように思いますから、これを以て討論を終結することに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたしました。探決に入ります。先ず松村議員提出にかかるところの修正案第三條中「費用を負担する者が、」を「費用を負担する者もまた、」に改め、次の一項を加える。「前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。」この修正案に対しては御賛成のお方は御起立を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、松村議員提出にかかるところの修正案通り決定いたします。次に修正案を除くところの原案に対しては御賛成の方は御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案通り確定いたします。向本會議におけるところの委員長の口頭報告につきましては、予め御承認を得ることに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案通り確定いたします。向本會議におけるところの委員長の口頭報告につきましては、予め御承認を得ることに御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) それではさう決定いたします。

次に多数意見者の署名を附することになつておりますから、順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) 次に「皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案」を上程いたします。これに対する質疑を継続いたします。御質疑のある方は。

○齋 武雄君 皇族の身分を登録する皇統譜というものがあつたのであります。新しい憲法施行後においても今尚作成されておるかどうか。その次は身分が変更になつた場合において、いづち皇統譜に記載するのであるかどうか。皇統譜と戸籍との連絡関係、この点を御尋ねいたします。

○政府委員(塚越虎男君) 第一の御質問の皇統譜につきましては日本國憲法の第百一十條、昭和二十二年五月三日付政令第一号を以てしまして、新しい皇統譜令というものができました。それによりまして今後は処理をいたして行くということに相成ります。第二の点につきましては皇統譜令の第五條に規定がございまして、皇室典範第十一條から第十四條までの規定によつて、親王、内親王、王又は女王が皇族の身分を離れたるときはその年月を当該親王、内親王、王又は女王の欄に登録し事由及び氏名を附記しなければならぬという規定がございまして、

○政府委員(奥野健一君) 戸籍法の関係につきましては、御審議を願つておるこの法律ができましたれば、皇族の身分を離れた方がいづゆる戸籍法の適用を受ける者ということになつて、一般

戸籍に乗るといふのがこの法律に當るわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。御質疑がないようでありまして、この程度にいたしまして質疑を終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) それではこれを以て質疑を終了いたしました。討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御意見を述べになつて頂きます。御意見もありませんが、討論を省略することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 討論を省略いたしました。直ちに採決に入ります。本案に対しては御賛成の方は御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。向本會議における委員長の口頭報告につきましては、予め御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたします。本案に対するところの多数意見者の署名を付することになつておりますから、順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) 裁判所予備金に関する法律案を上程いたします。これに対するところの質疑を継続いたします。

時宜によつては事後に、最高裁判所の裁判官會議の承認を経なければならぬ。こういうことになつておりますが、これは支出する場合でありまして、予備金をどれだけにするかという

ことについては、どういふ手続で決定するのであるか、その点を御尋ねいたします。

○政府委員(奥野健一君) これは一般の予算の中で裁判所予算が決められます。その裁判所予算の中で予備金の費目がおのずから決まつて参るのであります。これは一般の予算の編成によつて決まるわけでありまして、

○齋 武雄君 そうすると、予備金の金額については裁判所は全然関係しないのであります。

○政府委員(奥野健一君) 一般に裁判所の予算の場合には、裁判所から内閣にいろ／＼予算の要求をいたしまして、内閣でこれを検討いたしまして、若し内閣におきまして裁判所の要求を全面的に容れる場合には勿論問題ありませんけれども、容れない場合におきましては査定のもと、それから裁判所からの要求書と、二つを添えて國會の審議に付すということになるわけでありまして、

○松村眞一郎君 この第二條に「時宜によつては事後に」とありますが、事後に承認しなかつたならばどうしますか、どういふ効果になりますか。

○政府委員(奥野健一君) これは國會の予備金の場合と大体同じような規定であります。矢張り結局それはその支出官の政治的責任と申しますか、そういうふうな問題が生ずるのではないかと申します。時宜によつてとあり



ますけれども、事前でも事後でもいいというところに自然なるんじゃないでしょうか。成るべく事前ということにしておいて、事後の方を何か極く例外であるというような場合に、時宜といううなことでなく、或いは緊急の場合とはいうことの方がよくはないでしょうか。あまりこれはどうでもよいという時の宜ろしきに從うということになれば、何だか軽く考えられるのですか、如何ですか。

○政府委員(奥野健一君) 御尤もであります。これは國會の予備金に関する法律の第二條に「各議院の予備金を支出するには、事前に、時宜によつては事後に、その院の議院運営委員會の承認を経なければならぬ」という前例をそのまま踏襲したわけであります。

○岡部 常君 本日は予備金の問題になつておりますが、これは予備金だけではなくして、裁判所に関する本予算全体に対する問題であり、又裁判所に關する法律案についても同じことが言えるのであります。立法院との關係、これが今伺つておられないということ、これは極めて重大なことであらうと存するものであります。これはまあ裁判所側から見ましたならば、いわばおしきせの予算によつて生命が左右されるというようなことになるのであります。この点は何とか早く連絡をつけなければならぬと考えるのであります。これは予算並に法律案についてその連絡方法がつかまへなければ、折角新憲法下において、又新國會において一つの三権分立の形が生まれ、それが育ちつつある重大な時なんでありまして、この最初の踏み出しが

はつきりしないことには、到底立派な三権分立の形というものは成り立たないと思ふのであります。この問題につきましては、これは司法当局だけではできないことであり、内閣でもなか／＼できないことであり、これは裁判所、内閣、或いは國會、いろいろな方面の協調によりまして、初めてできることだと考えるのであります。私はこの機会にそのことを一言申し上げて記録に留めて置きたいと存するのであります。關係の皆様方、又我々も共にこの点については重大なる責任を感じなければならぬと存するのであります。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。

○松村眞一郎君 先程國會の予備金に關する法律があるから、その眞似をしたのだという御答弁でありましたが、どうも私は議會という最高機関の場合と最高裁判所と、ただ文字を並べて置けばいいということとはちよつと私承服できない。別に裁判所だからと言って文字を異にして嚴重にして悪いということはないと私は思いますが、如何ですか。收拾も附かないわけでありまして、後で承認を経て見ても、議會の關係であれば事後承諾ということもありませんが、議院として從來そういうことをやつておりますが、併し議會を離れておる、最高機関でない裁判所においては、成るべくそういうことは私はやらん方がいじやないかと思ふ。すべてやはり事前にそんな緊急なことが裁判所にあるとは思はない。日常の仕事から考えて見ても、議院にはいろいろあると思ひます。急速を要することがあると思ひます。裁判所にその事前

にできないというようなことが私はあまりあるように想像できない。どんな場合を想像しておられますか。この事後という場合を、どんな時に事後になるのでしょうか。實際問題として……

○政府委員(奥野健一君) これは恐らく、やはりお示しのように裁判所の場合において、非常に緊急で予め裁判官會議に諮るひまがないというような場合は、殆ど想像ができないと思ひます。それで勿論事前に承認を経るといふのが普通の運営であらうかと思ふのであります。ただ万一にもそういう機会を得られないような突発的な問題が起るといふようなことも考えられな

いでもないのであります。今具體的にどういふ場合であるかということ、は、只今お答え申し上げ兼ねますが、万一そういう場合の起らんとする限り、という含みを持つて、こういう規定を置いたのであります。實際の運営は事前に裁判官會議にかけるといふふうを考えております。

○松村眞一郎君 私の言わんとするところはこういうのであります。文字が同じである場合は、同じようなことになるじやないか。こういうことを私は申上げるのであります。文字が同じであつても時宜ということはその機関によつて違ふのであります。議會が時宜によつてやります場合と、裁判所の時宜というものは、自ら意義が違ふということを私は申しておるのであります。文字が同じだから同じようにやつたらいい、こうはなりませんということだけをここで御注意申上げて置きます。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見ありませんか。質疑はこれを以て終了

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたします。

本案に對しましては、簡單でありましてから討論を省略いたしますことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。討論は省略いたします。

本案全部を問題に供します。原案に御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたします。

尙本會議におけるところの委員長の口頭報告につきましては、予め御承認を得ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。尙多數御意見者の署名を附するものになつておりますから、順次御署名をお願いいたしますと思ひます。

〔多數意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) さきに本委員會におきまして決定せられました名古屋高等裁判所管内議員派遣につきまして、指定せられましたところの各議員は、名古屋高等裁判所に出張いたします。十一日、名古屋に午前四時半集合いたしました。同日九時頃名古屋高等裁判所に参りまして、所長の佐々木良一氏、檢察廳檢察長の永井太三郎氏、地方裁判所所長の中島民治氏、檢察廳檢察正、市島成一氏、名古屋弁護士会長、臼井龜太郎氏、名古屋拘留所長田中士郎氏、瀬戸少年院長、徳永憲淳氏等が同席いたしました。種々名古屋高等裁判所並びに地方裁判所、及び檢

察廳拘留所、並びに少年院におけるところの各実情を聴取いたしました。議員からも質疑應答がありました。次に名古屋拘留所を視察いたしました。現場においてこれ又取扱いその他の点につきまして、質疑應答をいたしました。正午頃愛知縣警察署に参りまして、愛知縣警察署長の新井茂司氏に面會いたしました。同席上に刑事課長並びに經濟課長その他關係者立会の上、同所において經濟事犯或いは司法警察その他愛知縣におけるところの防犯、その他、不正事項について質疑應答、研究いたしました。次に中警察署に参りまして、又千種警察署に参りまして、これ又司法警察の現状と、勾留状態といふものに対して視察すると共に、いろいろ研究いたしました。次いで名古屋刑務所に参りまして、刑務所長の案内によりまして、工場その他留置状態全般に亘りまして、視察いたしました。これ又質疑應答をいたしました。この視察を終りました。日没頃金城六華園に参りまして、少年審判所から委託せられました不良少年の保護團體の事業を視察いたしました。理事者の意見を聴取いたし、尙議員の意見を述べまして、これが視察を終りました。同日の日程は終つた次第でございます。翌十二日三重縣に出張をいたしました。津の裁判所におきまして裁判所長小林定雄氏、檢察廳檢察正の木下由兵衛氏、津弁護士会長田村稔氏、三重縣知事青木理氏、三重刑務所所長杉田勝久氏、三重縣警察部長徳永秀夫氏、津警察署長辻井信藏氏、これらの方々と會合いたしました。前日と同様民法、刑法、刑事訴訟法、新憲法による臨時措置法等の關係に關して、いろいろ

る質疑應答をいたしまして、実地につきましては、刑務所並びに裁判所及び警察署を視察いたしました。同日の日程を終りました。只今弁護士会長は田村氏と申上げましたが、速水氏であります。翌日は大垣に参りまして、大垣の裁判所及び檢察廳を視察いたしました。実情について種々聴取いたしました。次に大垣警察署に参りました。尙午後岐阜地方裁判所に参りまして、岐阜地方裁判所大垣支部長鈴木國久氏、檢察廳の三木晴信氏、その他関係者一堂に会合いたしました。ここにおきましても現在の司法關係について質疑應答をいたしまして、現状の事情を聴取いたしました次第でございます。翌十四日岐阜刑務所を視察いたしまして、これ又種々の質疑應答がありまして、派遣の日程を終つた次第でございますが、派遣せられたところの目的は、各派遣委員の熱心なる御視察によりまして、十分徹底せられまして、その効果は至大なるものであつたと確信しておるのであります。これら現状において把握せられましたところの種々の第一線の事情は、委員会において逐次表現せられ、実行に移されることと思ひまして、立法の上において裨益するところ多大のものがあつたことを御報告申し上げます。派遣の御報告に簡單ながら代えたいと存じます。

本日はこれを以て散会いたしたいと存じます。

明日は本會議終了後委員会を開くことにいたしたいと存じます。

午後三時四十分散会

出席者は左の通り。

委員長

伊藤 修君

理事

鈴木 安孝君  
松井 道夫君

委員

大野 幸一君  
齋 武雄君  
平野 成子君  
水久保甚作君  
鬼丸 義齋君  
岡部 常君  
松村眞一郎君  
宮城タマヨ君  
山下 義信君  
阿竹齋次郎君  
西田 天香君  
淺沼稻次郎君

衆議院議員運營委員長  
政府委員

宮内府事務官(内藏頭)  
司法事務官(民事局長)  
司法事務官(刑事局長)

塚越 虎男君  
奥野 健一君  
國宗 榮君

昭和二十二年十月十七日印刷

昭和二十二年十月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局